

3月4日交渉後の再質問項目と3月17日の回答

1. 汚染水関係

(1) H6タンクからの漏えい

このような漏えいを引き起こした原因、体制上の欠陥等について2月24日のワーキンググループ会合や26日の規制委員会でいろいろ指摘されているが、このような漏えいを起こした政府としての責任、体制上の問題はどこにあると考えるか。

[回答] 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策については、政府が総力をあげて対策を実施することとなっています。東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策については、昨年、原子力規制委員会にて汚染水対策検討ワーキンググループを設置し、東京電力による汚染水流出防止対策等の実施状況について評価し、必要な技術的助言を行っています。汚染水問題に係る具体的な対策の検討については、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」にて議論が進められているところであり、原子力規制委員会としても規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を行っています。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

5つのタンクが連なっているうちの最初の受け入れタンクでは、水位計の新設がなされず古いままなので、水位が下がったときの測定ができないようになっていると2月26日の委員会で更田委員が指摘しているがこれは事実か。

[回答] 具体的内容については、議事録等が公開されていますので、ご確認ください。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(2) E-1観測井戸の測定値について

E-1は昨年8月のタンク漏れ以後に新設されたが、その目的は何か

[回答] E-1観測井戸は、昨年8月19日にH4タンクエリアで約300トンの漏えいが発生した後、漏えいした汚染水が地下水に与える影響を観測するために、No.5タンクの北側(堰外)に、東京電力が設置したものと承知しています。なお、当該井戸からの地下水の採取は、昨年9月8日に初めて実施しております。(経産省控室・渡井 2014.3.17)

E-1の全ベータ濃度が10月17日に突然約4000倍に跳ね上がったが、この原因は何か。誰にも納得できる合理的な説明をされたい。

その高濃度の汚染水がどこから流入しているか、E-1の周辺を追跡調査しているか。どこから来ているかつかめたか。

[回答] 昨年8月19日に発生したH4エリアタンクからの漏えいによるものと考えられますが、汚染した地下水の挙動については、東京電力に地下水流動解析モデルを用いた分析を求めており、汚染水対策検討ワーキンググループで、当該分析結果を用いて検討することとなります。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

高濃度測定値は約 1 カ月続いたあと、濃度が徐々に低下しているがこの原因は何か。漏れたタンクが空になったからではないか。もしそのタンクが受け入れタンクであった場合、水位計では漏れを把握できないのではないか。周辺のすべてのタンクの内部状態を確認しているか。

[回答] 昨年 9 月から水位監視が行われており、漏えいによりタンクが空になる事象は見られていません。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

この E - 1 測定値の問題について、ワーキンググループでは議題にさえ上っていないが、いつ検討するつもりか。早急に検討すべきだと考えるがどうか。

[回答] 汚染水対策検討ワーキンググループの議題「汚染水貯留タンクからの漏えいについて」の中で確認・検討がなされているところです。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

E - 1 が示す高濃度汚染水がどこに流れているか、追跡調査はなされたか。地面にしみ込んで地下水に混入し、やがては海洋に流れている可能性があるのではないか。

[回答] 汚染した地下水の挙動については、東京電力に地下水流動解析モデルを用いた分析を求めており、汚染水対策検討ワーキンググループで、当該分析結果を用いて検討することとなります。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(3) No.1-16 の測定値について

No.1-16 孔は昨年 8 月のタンク漏れ以後に新設されたが、その目的は何か。

[回答] No.1-16 観測孔は、昨年 8 月 19 日に H4 タンクエリアで約 300 トンの漏えいが発生した後設置された観測孔ですが、設置場所は、1-2 号機の取水口の間(建屋東側の護岸エリア) であり、1-2 号機間の護岸エリアを流れる地下水の汚染状況を把握するために、東京電力が設置したものと承知しています。なお、当該観測孔からの地下水の採取は、昨年 9 月 26 日に初めて実施しております。また、当該観測孔は、水ガラスによる地盤改良エリアの内側に位置しており、汚染された地下水が海に流れ出ない対策が既に講じられています。(経産省控室・渡井 2014.3.17)

No.1-16 孔の全ベータ濃度が昨年末から今年にかけて突然急上昇したが、この原因は何か。誰にも納得できる合理的な説明をされたい。

[回答] 汚染した地下水の挙動については、東京電力に地下水流動解析モデルを用いた分析を求めており、汚染水対策検討ワーキンググループで、当該分析結果を用いて検討することとなります。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

その高濃度の汚染水がどこから流入しているか、No.1-16 孔の周辺を追跡調査しているか。どこから来ているかつかめたか。建屋内から流れてきていないと、この急上昇は説明できないのではないか。

No.1-16 孔が示す高濃度汚染水がどこに流れているか、追跡調査はなされたか。地面にしみ込んで地下水に混入し、やがては海洋に流れている可能性があるのではないか。

[回答] 汚染した地下水の挙動については、東京電力に地下水流動解析モデルを用いた分析を求めており、汚染水対策検討ワーキンググループで、当該分析結果を用いて検討することとなります。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

この No.1-16 孔の測定値の問題について、ワーキンググループでは議題にさえ上っていないが、いつ検討するつもりか。早急に検討すべきだと考えるがどうか。

[回答] 汚染水対策検討ワーキンググループの議題「護岸付近の地下水から告示濃度限度を超える放射性物質検出等に関する対応について」の中で確認・検討がなされているところです。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(3) 汚染水対策の人員等について

規制庁の現地事務所と対策室の人員は何人か。

[回答] 現地事務所の職員について、地域原子力規制統括管理官(福島担当)は1名、福島第一原子力規制事務所の検査官は10名です。東京電力福島第一原子力発電所事故対策室も含め、関連する人員は、およそ60名です。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

現地事務所職員は、通常は原発の緊急対策室にいるとのことだった。昨年10月17日にE-1井戸の濃度が急上昇しているが、10月17日～現地職員はこの事態に気づいていなかったのか。気づいたのはいつのことか。

[回答] 原子力規制庁は、遅くとも、18日1時頃には認識していました。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

放射性廃液の放出に関して、総量規制をしない理由はなにか。

[回答] 国際的な考え方も踏まえ、原子力規制委員会は、放射性液体廃棄物の処分に当たって、その放射性物質の濃度に対する規制基準を定めています。他方、放射性液体廃棄物の処分に当たっては、規制基準を下回るのももちろんのこと、放射性物質を取り除くことなどにより、可能な限り一般公衆への放射線による影響が少なくなるよう求めています。福島第一原子力発電所についても、原子力規制委員会として、東京電力の取組に対し、規制基準の遵守やその他規制要求について厳格に確認していきます。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

海洋放出(?)のタスクフォースでは、放出について「環境影響、時間、コストを公平に比較」して検討しているとのことだった。環境影響と「時間、コスト」を「公平」に検討するのではなく、環境影響について検討すべきではないのか。

[回答] 福島第一原発の汚染水を多核種除去設備（ALPS）で処理した後に残るトリチウム水の取扱いは、汚染水対策の最重要課題のひとつです。しかしながら、トリチウムの貯蔵や放出等のリスクについて、国内の共通の理解・認識は得られていないのが実状です。そのため、まず、これまでの科学的知見にリスク評価の視点も加味して、トリチウムに関する情報や技術を整理・分析することが重要であると考えております。

そのため、分離技術のみならず、大量のトリチウムの長期間貯蔵や放出等のリスク、環境影響、費用対効果なども含め、総合評価を行うべく、汚染水処理対策委員会の下に、トリチウム水タスクフォースを設置し、昨年 12 月 25 日より検討を開始したところです。

これまで 5 回の会議を開催しており、トリチウムの物性、分離・貯蔵技術に関する情報、評価項目や留意事項、トリチウムに係る規制基準、トリチウムの環境動態・影響、等について専門的な検討を行うとともに、海外の専門家から、海外の状況の聴取を行っているところです。

様々な選択肢のメリット・デメリットについて共通の理解を得ることは、社会的合意形成の基盤と考えています。そのため、様々な選択肢のメリット・デメリットを比較・検討するための評価項目として、「環境への影響」、「水産物への影響」、「人体への影響・リスク」、「処理期間（開始から完了までの時期）」、「対策実施に係るコスト」、「技術的可能性（技術成熟度、海外での実績）」、「法規制上の困難さ」、「その他考えられる課題」について、今後、検討を行ってまいります。（経産省控室・渡井 2014.3.17）

4．再稼働審査について

（1）規制基準や事業者の措置

設置許可基準規則 5 5 条や審査基準 1 . 1 2 の「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備（手順等）を整備」という放射性物質とは、放水によって落としたものに限らず、汚染水一般も含まれると考えてよいか。

[回答] ご指摘の要求内容は、放水した水がその後海洋に拡散するのを抑制することを念頭に置いたものです。なお、汚染水対策については東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ原子炉等規制法の改正により新たに「特定原子力施設」の枠組みを構築しており、その中で対応することとしています。（原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17）

事業者が想定している海洋への拡散抑制設備とは、現在までのところ具体的にどんなものか、各事業者について明らかにされたい。

[回答] 現在、新規制基準に係る適合性審査を進めているところであるが、これまでに事業者が提出してきている資料によれば、例えば、土嚢やシルトフェンス等の設備が想定されています。（原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17）

5．避難計画

（1）要援護者の避難について

「要援護者の避難計画は書き物だけではダメ。現実性がなければ、安全は守れない」との回答

と同時に、「要援護者の避難計画はまだできていない」とのことだった。各自治体でも要援護者の避難計画はまったくできていない状況にある。

そうであれば、避難計画で要援護者・住民の安全を守ることはできないのではないか。

[回答] 要援護者の方の対策については、現在、各地域において取組を進めているところです。また、国としても、内閣府において、要援護者の方が、無理な避難をせず安全に屋内退避できるよう、原発周辺の病院や福祉施設の建物の放射線防護対策を進めています。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(2) 「屋内退避」について

避難困難者や避難が困難な地域では「屋内退避」を実施するということが、「屋内退避」について、3.11の実態を検証したのか。

[回答] 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調査委員会）報告書及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調査委員会）報告書の内容を踏まえて、取組を進めております。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

「屋内退避」は施設入所者や医師・看護師を原発近くに取り残したままのものとなる。原発の爆発事故が起こっても、近隣に「屋内退避」したままとなる。これで安全が確保できるのか。

[回答] 内閣府において、要援護者の方が、無理な避難をせず安全に屋内退避できるよう、原発周辺の病院や福祉施設の建物の放射線防護対策を進めています。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

とのことだったが、そもそも高齢者・病人など「避難弱者」が生まれるような避難があってはならない。「移動・避難による死亡を防ぐため」には、まず再稼働をやめるべきではないか。

[回答] 再稼働については、お答えする立場にはありません。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(3) 3.11の実態把握と検証について

福島原発事故時の避難の実態把握と検証を規制委員会として行うべきではないか。

事故調査委員会の報告書を読むだけで、自ら聞き取りや検証を行わないのはなぜか。

[回答] 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調査委員会）においても、相当数のヒアリングやアンケートを実施いただいているという認識であり、原子力規制委員会として、新たな独自の調査を行う予定はありません。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

地域防災計画については、地震や津波、積雪等と原発事故の複合災害を考慮したものとするよう指示すべきではないか。

[回答] 複合災害に関しては、防災基本計画においては、「国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。」としております。また、原子力災害対策指針において、「防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。」としております。複合災害の発生を含め、実際の災害時には、様々な事態の発生があり得ますが、地域防災計画・避難計画は、原発事故時の対応の基本として活用できるよう、作成されていると認識しております。その上で、想定される地震等の自然災害や気象条件下において、計画がそのまま対応できない部分について検討し、継続的な計画の充実の取組が大切と考えております。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(4) PPAについて

自治体からPPAの策定を早くよう要望が出されている。PPAなしに、住民の安全を守る保障があるのか。

[回答] PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載することとしております。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

(5) 再稼働と防災計画はリンクしていないとの見解だったが、再稼働して大事故になった場合、誰か責任を取るのか。

[回答] 原子力災害対策特別措置法第3条から第5条に規定する各主体の責務に基づき、対応することとなります。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)

6. 重大事故の有効性評価のクロスチェック解析について

重大事故の有効性評価のクロスチェック解析について、必要と判断されれば実施するということだが、必要性について、どのような検討を行い、どのように判断したのか。

[回答] 現在、御指摘の点を含め、新規基準に係る適合性審査を進めているところであり、現時点では、一概に申し上げることは困難です。(原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室・今井 H26.3.17)